

総合評価落札方式一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成 1 7 年釧路市規則第 8 3 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2 0 2 6 年（令和 8 年）1 0 月 3 0 日

釧路市長 鶴 間 秀 典

記

1. 入札に付する事項

- (1) 業務委託名 広報くしろ等制作業務委託
- (2) 業務概要 ①広報くしろ制作業務、くしろ市議会だより制作業務
(この業務は、釧路市が落札者に委託料を支払うもの。)
②広報くしろ広告掲載業務
(この業務は、落札者が釧路市に広告料を納付するもの。)
- (3) 予定価格 ①広報くしろ等制作業務委託（くしろ市議会だより制作業務含む。）
1 頁あたり 3 . 9 2 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
②広報くしろ広告掲載業務
1 1 , 5 8 6 , 9 6 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (4) 履行期間 2 0 2 7 年（令和 9 年）4 月 1 日から 2 0 3 0 年（令和 1 2 年）3 月 3 1 日まで。
- (5) 消費税及び地方消費税の取り扱い
契約期間中に消費税及び地方消費税の税率の変更があった場合は、施行日以降に履行した業務については消費税及び地方消費税に相当する金額を変更する。

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 2 0 2 5 ～ 2 0 2 7 年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に主要品目で「印刷」または「広告企画」で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。

- (5) 釧路市内に本店、または釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、入札・契約締結等の委任を受けている支店、営業所を有していること。
- (6) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

3. 入札参加資格の確認

- (1) 本委託の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。
この場合において、郵送による申請は受け付けない。
 - ① 申請書類
 - ア 総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 入札参加資格確認調書（様式2）
 - ② 提出期間
2026年（令和8年）10月30日（金）から2026年（令和8年）11月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - ③ 提出先
釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係
電話 0154 - 31 - 4504
- (2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係において、告示の日から配布する。また、釧路市ホームページにも掲載する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、本委託の入札に参加することができない。
- (4) 入札参加者の確認結果については、2026年（令和8年）11月10日（火）に総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。
- (5) その他
 - ① 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された資料は、提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書類は、返却しない。

4. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して異議申立てをすることができる。この場合には、2026年（令和8年）11月17日（火）までに書面を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は、釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係に持参して提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、2026年（令和8年）11月24日（火）までに書面で回

答する。

5. 質問の受け付けと回答

- (1) 仕様書及び企画提案書作成要領等に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質問書（様式6）により、メールで行うこととする。

① 受付期間

2026年（令和8年）10月30日（金）から2026年（令和8年）11月4日（水）まで

② メールアドレス

shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係

③ メール表題の命名方法

「送信した日付」と「広報くしろ等制作委託内容質問」と「会社名」の組み合わせを表示すること。

※命名の例示：

釧路印刷が、2026年（令和8年）10月30日に送信した質問書の表題
「081030 広報くしろ等制作委託内容質問－釧路印刷」

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり行う。

① 期間・時間

2026年（令和8年）11月6日（金）午後5時まで

② 回答方法

入札参加希望者すべてに対してメールで回答する。

なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行なうものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

6. 入札書及び企画提案書の提出日時及び場所

- (1) 日時 2026年（令和8年）11月27日（金） 午前9時から午前11時30分まで

- (2) 場所 釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係

- (3) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、提出しなければならない。この場合において、郵送による受け付けはしない。

- (4) 落札予定者の決定に当たっては、1.(3)①広報くしろ等制作業務委託は、入札書に記載された金額（単価）の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。この場合、小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てること。

また、1.(3)②広報くしろ広告掲載業務は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札書開札の日時及び場所

- (1) 日時 2026年（令和8年）12月17日（木） 10時00分
- (2) 場所 釧路市役所 2階 総合政策部市民協働推進課記者会見室

8. 落札者の決定方法

- (1) 本委託は、「釧路市広報紙制作総合評価審査委員会」において、入札者から提出された企画提案書を公正に審査し、落札者を決定する。
- (2) 落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」（別記）に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本委託にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価審査方式を採用する。
 - ① 提案内容の評価は、「落札者決定基準」（別記）に基づき提案内容の評価し、「提案評価点」を付与する。
 - ② 入札価格の評価は、「落札者決定基準」（別記）に基づき、入札価格に対する点数（以下「入札価格評価点」という。）を付与する。
 - ③ ①及び②で評価した、「提案評価点」及び「入札価格評価点」の合計点数（総得点）が最も高い者を落札者とする。
 - ④ 総得点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の決定方法
 - ア 入札者それぞれの「提案評価点」、「入札価格評価点」が異なる場合「提案評価点」が高い者を落札者とする。
 - イ 入札者それぞれの「提案評価点」、「入札価格評価点」が同じ場合、「広報くしろ制作業務委託の入札金額」が低い者で、かつ、「広報くしろ広告掲載業務の入札金額」が高い者を落札者とする。
 - ウ 入札者それぞれの「提案評価点」、「入札価格評価点」が同じで、かつ「入札金額」が同じ場合 別途日を定め、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
 - ⑤ 入札の日から落札者決定までの間に釧路市による指名停止処分を受けた者は、落札者としてしない。
 - ⑥ 総得点の最も高い者を落札者とするのが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当と認められる場合は、その者から事情を聴取のうえ、合理的な理由がないと認めら

れるときは、その者を落札者とせず、次点の者を落札者とする。

9. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

10. 入札保証金

釧路市契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号）第2章第1節3規則第6条関係第2号イに基づき免除する。

11. 契約締結日

本委託の契約締結期限は2027年（令和9年）1月29日（金）までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

12. 契約保証金

- (1) 当該委託に係る本契約の締結に際し、契約規則第29条の規定に基づき、当該委託に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を当市が指定する日までに納付しなければならない。

- ① 納付場所 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係

- (2) (1)にかかわらず、落札者が契約規則第30条のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

13. 契約書作成の要否

要

14. その他

前各項に定めるもののほか、入札参加者は契約規則その他関係法令を遵守すること。

※ 本告示についての問い合わせ先

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係

電話 0154-31-4504